

滋賀県で
福祉の職場に

就職

される方を
応援します!!

介護職員・障害福祉職員 就職支援金貸付金 のご案内

新たに福祉職場で働き始める方に対して、
介護施設、障害福祉施設等に就職する際に必要な
費用をお貸しする制度です。

滋賀県内で継続して2年以上返還免除対象業務に
従事すると貸付金**上限20万円**の
返還が**全額免除**となります。



就職する事業所・施設等の分野によって、利用いただく貸付金の種類が異なります。

介護分野就職支援金

次の要件を全て満たす方が
「介護分野就職支援金」の対象です。

- ① 次のいずれかの研修を受講し、修了した方
 - 介護職員初任者研修
 - 介護職員実務者研修
- ② 県内に所在する介護保険のサービスを提供する事業所または施設に介護職員等として週20時間以上勤務する方又は就労を予定している方
- ③ 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
- ④ 再就職の場合、直近の介護職員等として離職した日から就職する日までに1ヶ月以上経過した方



障害福祉分野就職支援金

次の要件を全て満たす方が
「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

- ① 次のいずれかの研修を受講し、修了した方
 - 介護職員初任者研修
 - 介護職員実務者研修
 - 居宅介護職員初任者研修
 - 障害者居宅介護従事者基礎研修
 - 重度訪問介護従事者養成研修
(基礎課程または統合課程もしくは行動障害支援課程のうちいずれか)
 - 同行援護従事者養成研修 (一般課程または応用課程のいずれか)
 - 行動援護従事者養成研修
 - 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)
- ② 障害福祉サービス事業所若しくは施設に週20時間以上勤務する方又は就労を予定している方
- ③ 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
- ④ 再就職の場合直近の障害福祉職員として離職した日から就職する日までに1ヶ月以上経過した方

貸付の条件は?

貸付限度額：
20万円以内
(一括貸付、1人1回限り)
利息：無利息

【貸付金の使途例】

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費
- ・ 国家試験の受験手数料
- ・ 参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 など

申請方法は？

※申請書等様式はHPからダウンロードできます。
(下部記載のURLからどうぞ)

申請できる期間は、**就職内定後～就職した日の属する月の翌々月の末日まで**です。(期間内に必着)

下部記載の申請先まで申請書等を郵送または持参で提出してください。

※なお、郵送の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を弊会は一切負いません。



申請には何が必要？

※必ず油性ボールペンでご記入ください。
消せるボールペンでの記入は受付できません。

- ①貸付申請書
- ②個人情報取得・利用（取扱い）等の同意書
- ③採用（予定）証明書
- ④研修修了を証明するものの写し
- ⑤住民票記載事項証明書
※「氏名・住所・性別・生年月日」の基本4情報記載で、3か月以内発行のもの
- ⑥離職時の届出制度届出書
(あらかじめ登録されていない方は登録が必要)
※介護分野就職支援金のみ

未登録の方はこちら



連帯保証人が必要です

成人の連帯保証人1名が必要です。

※申請者が未成年の場合の連帯保証人は法定代理人（親、親権者等）

返還が免除されるには？

滋賀県内で継続して2年以上介護（障害福祉）職員等の返還免除対象業務に従事した場合、貸付金返還の義務を免除します。**(従事期間730日以上かつ従事日数360日以上※)**

※従事期間は月を単位として継続している必要があります。

例えば、離職して他事業所へ再就職（転職）する際に離職期間が生じる等、介護（障害福祉）職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還して頂くこととなります。



貸付決定について

滋賀県社会福祉協議会が定める審査により貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

※受付は毎月末で締め切り、翌月に貸付の可否を通知します。決定した場合、最短で申請の翌々月末の送金となります。

返還が生じた場合はどうなるの？

※返還が生じそうな場合には、お早めにご相談下さい。

- 返還期間** 返還の事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内に返還
- 返還方法** 月賦・半年賦による均等払い、または一括払い（繰上げ返還も可）
- 延滞利子** 年3%（正当な理由がなく返還しなければならぬ日までに返還しなかった場合）

申請・お問合せ先

滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

TEL 077 - 567 - 3950

FAX 077 - 566 - 3611

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7丁目8-138
県立長寿社会福祉センター内

滋賀県かいご・ふくしのシゴト Web

介護分野

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syusyokusien

障害福祉分野

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/syogaihukushi_sien

※申請書等様式はHPからダウンロードできます。
また、詳細要綱も掲載しています。

介護分野



障害福祉分野

